平成２８年（フ）第１１８８号
大阪府四條畷市岡山５丁目１番１号
債務者　植木たづ子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９０号
大阪市都島区都島中通２丁目26番14号ローズハイツ101号、前住所大阪市都島区網島町12番11―1011号
債務者　則友　政代
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２３４号
大阪府八尾市相生町１丁目９番21―102号、前住所愛知県知立市堀切２丁目71番地
債務者　高橋　良雄
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３２３号
大阪市平野区長吉長原東３丁目８番18―309号
債務者　川村　勝己
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３６号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目17番９号
債務者　宮地　文子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４１号
大阪市旭区赤川１丁目９番10号　コムズスクエア赤川701
債務者　吉國　愛子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８２号
大阪府門真市北島町26番12号　レジデンス浅田301号
債務者　渡辺康人こと渡邉康人こと　渡**邉**　康人
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９６号
さいたま市浦和区本太４丁目９番20号　浦和氷川コーポ801
債務者　小笠原えみ子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地５―204
債務者　古橋亜矢子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１９号
千葉県富里市七栄646番地513（サンメゾンストーンリバー105）
債務者　有馬　　勇
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２４号
四街道市栗山1000番地208
債務者　白濵真由子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２３号
岡山県井原市下出部町１丁目４番地１
債務者　谷本　典子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2200番地８
債務者　曽根　博美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
東京都墨田区堤通２丁目13番１―406号コーシャハイム白鬚東、住民票上の住所東京都江東区大島８丁目40番２号　コーポ楓202（破産申立時の住所）埼玉県草加市瀬崎町７―11―４　メゾンボナールＣ号
債務者　渡邉　敬之
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
埼玉県越谷市北越谷２丁目19番11号　福寿コーポ参番館105号
債務者　重田　利男
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
埼玉県熊谷市上之1320番地５　八木原荘101号
債務者　小久保佳子（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部